

37. 昭和29年度文部省予算のうち「科学研究振興に必要な研究費」の配分に関する基本方針等について

〔諮問〕

科第12号

昭和29年1月9日

日本学術会議会長殿

内閣総理大臣

日本学術会議に対する諮問について

標記のことにつき別紙のとおり文部事務次官より諮問方依頼があったので貴会議の意見を承りたい。

右第59回科学技術行政協議会の議を経て、貴会議に諮問する。

(写)

文大研第872号

昭和28年11月10日

内閣官房長官

福永健司殿

文部事務次官

田中義男

日本学術会議に対する諮問について

日本学術会議に対し、下記のとおり諮問していただきたいのでよろしくおとりはからい願います。

記

1. 昭和29年度文部省予算のうち「科学研究振興に必要な研究費」の配分に関する基本方針について御意見を承りたい。
2. 上記研究費の配分審査に当る昭和29年度文部省学術奨励審議会科学研究費等分科審議会委員候補者を御推せん願いたい。
(上記のうち専ら科学試験研究費の審査に当る委員についてはその性質上、別途御推せんをお願いすることゝしたい。)

〔答申〕

学発第38号

昭和29年1月18日

内閣総理大臣

吉 田 茂 殿

日本学術会議会長

亀 山 直 人

昭和29年度文部省予算のうち「科学研究振興に必要な研究費」の配分に関する基本方針について

（昭和29年1月9日付科第12号による諮問に対する答申）

上記のことについて、本会議の意見を、下記のとおり答申します。なおこのことについては、本会議研究費委員会が、第15回総会の委任を受けて、さる1月16日会議を開催、席上、文部省側の意見を参考としつゝ審議の末、決定したものであることを申しそえます。

記

1. 「科学研究振興に必要な研究費のうち、科学研究費交付金については、次の方針により配分することが適当である。
 - (1) 全般的には、昭和27年10月10日日本学術会議研究費委員会が決定した「科学研究費の配分について」に拠ること。
 - (2) 総合研究及び各個研究は、厳選し、重点的に配分を行い、そのことが結果において客観的に表われているようにすること。
 - (3) 家政学及び科学史については、それぞれの学界の意向を十分尊重の審査を行うこととし、研究費の枠は、予め定めることをせず、必要額を保留金から出すようにすること。
 - (4) 機関研究については、若干の保留金を残し、研究の進展に応じて必要の場合は研究費を追加増額して、成果を十分挙げさせる途を講ずること。

- (5) 保留金の額、総合研究及び各個研究の各部への配分額は実際の申請状況を参考にした上で決定すること。
2. 私立大学研究基礎設備助成補助金については、予算額の実情にかんがみ、補助金を申請することが出来るものは、下記に限定することが適当である。
- (1) 新制大学に設置された大学院
- (2) 医科大学または医学部及び歯科大学または歯学部
3. その他の研究費（科学試験研究費補助金、科学研究助成補助金、輸入機械及び図書購入費補助金並びに研究成果刊行費補助金）については、昭和28年度と同様の方針によって配分することが適当である。
4. 昭和29年度文部省学術奨励審議会科学研究費等分科審議会委員候補者として、別紙名簿のとおり、110名（ほかに臨時委員1名）を推せんする。
- 注）昭和29年度文部省学術奨励審議会科学研究費等分科審議会委員候補者名簿は省略

（別紙）

科学研究費等の配分について

昭和26年11月、文部省大学学術局研究助成課は、掲題の件について革新的な意見を提示し、日本学術会議の考慮を促した。学術会議研究費委員会は度々会議を開いてこの案に検討を加え、文部当局と協議し、学界の意向を問い、文部省案の理想を尊重しつつ、これを現在日本の実情の下で支障を伴わずに実行しうるような線に近づけることに努力した。その結果到達した具体案はおよそ次のとおりである。

1. 基本的思想

- (1) 科学研究費等は、研究機関の経常研究費の不足を補うものではなく、経常研究費では賄い得ないような重要な研究課題につきその研究を伸ばすために配分することを建前とする。
- (2) 従ってその審査にあたっては、研究機関の責任ある推せん、

学界の客観的な価値判断・研究機関の設備や研究者の能力等を十分に考慮して、研究成果の上るような採択と配分とを行うものとし、徒らに申請経費を削減して採択件数を多くするようなことを避ける。

- (3) 各国研究のうち、個人で行う研究は、なるべく研究機関の経常研究費で賄う様にする。従って、科学研究費の配分に当っては、総合研究や共同研究を重んずる。但し、総合研究や共同研究は、総合もしくは共同することによって研究成果が十分に上るようなものでなければならない。

なおここにいう共同研究とは、予算費目上は各個研究の予算で賄われる共同の研究を意味する。

- (4) 以上の方針を実施するためには、研究機関の経常研究費を潤沢にすることが、必須の条件となる。故に、文部省が国立大学の講座研究費の増額に一層の努力を払うと同時に、公私立大学等の研究費についても特別の措置を講ずることを強く要望する。
- (5) 以上の方針が実施されると、科学研究費等の配分はますます重点的に行われることになる。従ってそれとともに、若い研究者の育成が困却されないように、特別の考慮がなされなければならない。
- (6) 科学研究費等の配分を受けた研究者は研究成果を上げることに十分な責任を持つべきであり、学術会議も文部省の分科審議会も、研究成果の実績を検討することを怠ってはならない。
- (7) 文部省は科学研究費等の配分を合理化するために、学問の分類方法を根本から改めることを提唱しているが、これは大問題であり、軽々には実施し得ない事柄であるばかりでなく、研究費配分のためだけの新分類を採用することは、かえって混乱を生ずることも予想されるので、当分は従来 of 学問区分を用いつつ審査の方法を改善することによって、配分の上に盲点の生ずることを防ぐとともに、別に科学の体系的分類について研究を進めることとする。

2. 具体的方法

(1) 研究費の申請に当っては

(A) 機関研究については研究機関が特に重きを置く研究問題のうち、設備等に多額の臨時費を要するものを選び、詳細な計画書と所要経費予算書とを附して、責任を以って申請を行うものとする。

(B) 総合研究については、主任研究者が協力者と十分な協議を経て具体的な計画書等を附し責任ある申請を行うものとする。

(C) 各個研究については、研究機関の行う重要な研究の中で、設備、実験、調査等のために費用がかかり、経常研究費では賄い得ないようなものを選び、研究機関の長または研究機関の部局長が責任ある推せん書を附して申請するものとする。

(2) 審査の方法について、文部省は、審査員の数を大幅に減少し、(79名) 識見高邁な審査員が客観的な資料にもとづいて大所高所から審査に当るようにすることを提案している。しかし大所高所といっても、今日のように専門が多岐にわかれている学問について専門から遠く離れた研究の価値を判断することは、何人にとっても不可能である。故に審査員の数を余りに少なくすることは適当でない。よって審査員の数を約110人とし、適当な審査補助の方法を講ずることによって、万遍なく審査が行われるようにすべきである。

(3) 審査に当っては

(A) 限界学科が困却されたり、新しい分野の研究が無視されたりすることがないように配慮し、もしも必要であれば例えば文化人類学、科学史、家政学、体育学等のための別枠を設ける。

(B) 在来の学問分野の区分によると、同一種類の科学がいくつもの部門に分属してしまうような学科—例えば化学—については審査に当り、予め関係諸部門の審査員が連絡協議を行い、配分を合理的に調整することとする。

(4) 従来のようにあらかじめ人文科学、自然科学の比率を設けることは、廃止する。

(5) 審査の補助機構として、文部省は投票委員制（500人）を設けることを提案しているが、単に申請課題名と申請者の名だけを見て順位の投票を行うことは、あまり意味がない。分科審議会は、学会の意見を聞く等、従来行われて来たような方法をなるべく組織化して、審査の公正を期するのが現在のところ適当であると考えられる。

昭和27年10月10日

日本学術会議研究費委員会